

業務部速報



No. 96

発行 21. 12. 12

JR東労組 業務部

申16号

乗務員の業務等の見直しについて」に関する申し入れ 団体交渉を行う！② 12月6日開催

4.発車看視について、安全・安定輸送の確保のため、これまで通り発車看視を行う時間を加味した労働時間とすること。

組合 その場で確認しなければ防げない付着物、ドア挟まりがある。その場で発車看視を行う必要性はこれまでと変わらないため、引き続き行うべきである。	会社 車両の状況を見るならば、折り返し時や乗継後の詰所移動時に見ることも可能であり、他に補完することが出来るので見直す。 発車看視はこれまで通り行うことを求めるも一致せず
発車看視を廃止しても安全は確保でき、働きやすさが向上出来るということか。	安全は確保出来、働きやすさも確保出来るということで見直しを図っている。
エンド交換時において車両状態を見ることで安全・安定輸送が確保出来れば、移動時に見なくてもよい。	詰所に行く間に立ち止まって指差喚呼までする必要はない。何か異常があれば、社員として気にしていただきたい。

安全・安定輸送の確保のためには発車看視は必要な労働時間だ！

5.在姿状態確認について、安全・安定輸送の確保のため、モニタ等で車両状態が確認できない車両については、これまで通り在姿状態確認を行うこと。

組合 機関車や気動車など様々な車種によって作業実態が変わる。職場の実態踏まえて必要な労働時間を確保していただきたい。	会社 必要な作業はこれまで通り行うことになる。在姿状態確認はなくなる。
モニタ等で車両状態を確認出来ない車両は、安全確保の観点では、在姿状態確認を行うべきではないか。	モニタでは異常がより把握出来るが、今までの在来車両は通常に走行して留置すれば、あえて下回りを見なくても 安全の確保は可能である。

職場の実態に踏まえた対応をするべきだ！

6.点呼箇所と休養室間の移動時間について、箇所により設備環境整備の課題があり移動に要する時間を伴う実態もあるため、箇所の特情を踏まえて点呼箇所と休養室間の移動時間を労働時間として取り扱うこと。

組合 これまで労働時間とした経緯、実態も変わらないため、一方的な変更である。今後も実態を踏まえて労働時間として取り扱うべきである。	会社 原則として労務提供が行われるまでの移動時間は労働時間として取り扱わない。全社で取り扱いを一律にしたい。作業指示がなければ、労働時間として扱わない。
休養室と点呼箇所に行くことは義務であり、徒歩時間も労務提供となり労働時間として必要な時間である。移動しなければならない箇所の特情を踏まえて労働時間とするべきだ。	労働時間とするのは距離が離れているからではなく、作業指示があつて労務の提供があるかどうかで、判断する。
会社から指示されている休養室で、睡眠を目的とした乗務の中断で休養を取るため、そこに掛かる移動時間も労働時間とするべきだ。	距離が離れているからと労働時間にするのは、労働時間の考え方としては当てはまらない。
労働時間としないのであれば、実態の対策を行うべきだ。箇所の特情があり実態は変わらないが、会社の考えが変わり労働時間としないのは納得感がない。実態と乖離していることが、非常に危惧している。	会社としては原則的の考え方として取り扱うことをベースに、社員のみなさんに説明していく。指摘自体は、受け止める。

**現場の実態が変わらないのに労働時間の取り扱いだけを変えるべきではない！
1項から6項まで議論が終了しました。次回は7項から議論を行います。**